

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり）</p> <p>（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）を地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所とする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第四条の五まで（現行のとおり）</p> <p>（計画の中止の申請）</p> <p>第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条の二まで（略）</p> <p>（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所</p> <p>二 電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）が六百万キロワット時以上である事業所</p> <p>2（略）</p> <p>第四条の二から第四条の五まで（略）</p> <p>（計画の中止の申請）</p> <p>第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出</p>
--	---

事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項に規定する要件に該当しなかつた事業者

二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項に規定する要件に該当しなくなることが確実な事業者

三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第四条の七から第十三条の四まで (現行のとおり)

(特定家庭用機器)

第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第七十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

一及び二 (現行のとおり)

第十三条の六から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第九まで (現行のとおり)

別表第十 公害防止管理者の資格要件 (第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う

事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなかつた事業者

二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなくなることが確実な事業者

三 (略)

2及び3 (略)

第四条の七から第十三条の四まで (略)

(特定家庭用機器)

第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

一及び二 (略)

第十三条の六から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第九まで (略)

別表第十 公害防止管理者の資格要件 (第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う

<p>東京都二種公 害防止管理者</p>	<p>一から三まで (現行のとおり)</p> <p>二から四まで (現行のとおり)</p> <p>(三) 及び (四) (現行のとおり)</p>	<p>害防止管理者</p> <p>一種公害防止管理者講習を修了した者</p> <p>(一) 電気事業法第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者</p> <p>(二) から (十) まで (現行のとおり)</p> <p>(十一) 消防法第十三条の二第一項に定める甲種危険物取扱者免状を有する者</p> <p>(三) エネルギーの使用の合理化に関する法律第九條第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者</p>
<p>東京都二種公 害防止管理者</p>	<p>一から三まで (略)</p> <p>二から四まで (略)</p> <p>(三) 及び (四) (略)</p>	<p>害防止管理者</p> <p>一種公害防止管理者講習を修了した者</p> <p>(一) 電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) 第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者</p> <p>(二) から (十) まで (略)</p> <p>(十一) 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号) 第十三条の二第一項に定める甲種危険物取扱者免状を有する者</p> <p>(三) エネルギーの使用の合理化に関する法律第八條第一項に定める熱管理士免状を有する者</p>

別表第十一から別表第二十まで (現行のとおり)  
別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別表第十一から別表第二十まで (略)  
別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)